

医療・福祉職のための はじめよう伊東新生活



専門資格を持つあなたへ3つの支援と
『移住』から『定住』につながる2つの支援



奨学金返還支援

月額**2**万円を上限に
最長 **120**月



家賃支援

月額**2.5**万円を上限に
最長 **60**月



子育て支援

1子につき**3**万円を
最長 **60**月



結婚支援

移住後、結婚した夫婦に
10万円



定住継続支援

移住から**5**年経過した
方に
10万円

募集期間

令和6年4月1日(月)
～
令和7年3月31日(月)
正午

【対象となる専門資格】

医師・看護師・助産師・理学療法士・作業療法士・薬剤師・歯科衛生士・介護福祉士・
社会福祉士・介護支援専門員・精神保健福祉士・管理栄養士・視能訓練士・保育士 など



令和6年度はじめよう伊東新生活応援事業

〒414-8555 静岡県伊東市大原2丁目1番1号
伊東市役所 社会福祉課 福祉総務係

詳細につきましては裏面をご覧ください

TEL : 0557-32-1531
MAIL : syakai@city.ito.shizuoka.jp

①奨学金返還支援

- 【支援内容】：専門資格を取得するために公的機関から借り受けた奨学金の返還支援
- 【補助対象要件】：「移住」者若しくは伊東市に住民登録があり、通学にて専門資格を取得した方で、奨学金の返還に滞納が無い方
- 【補助額】：月額2万円を上限とし、年賦又は半年賦償還の場合は、これを月賦償還とした場合の返還額とする
- 【最大補助期間】：120月

②家賃支援

- 【支援内容】：伊東市内に借りた賃貸住宅の家賃補助
- 【補助対象要件】：「移住」された方で、自ら居住するための住宅を借り受け、家賃の支払を行っている方
- 【補助額】：月額2.5万円を上限とし、月額の賃借料（共益費、管理費、駐車場代等を除く）の1/2とする
- 【最大補助期間】：60月

③子育て支援

- 【支援内容】：「移住」時に中学校卒業前の子どもを養育する方に対する養育費の助成
- 【補助対象要件】：「移住」時に中学校卒業前の子どもと同居し養育している方で、「移住」後に出生した子どもは対象外
- 【補助額】：中学校卒業前の子ども1人当たり月額3万円
- 【最大補助期間】：60月又は子どもが中学校卒業するまでのいずれか短い期間

④結婚支援

- 【支援内容】：本市に「移住」後、結婚をされた方に対する生活支援
- 【補助対象要件】：本事業利用者で婚姻が受理された日が、①令和5年4月1日以降であること ②移住された日から5年以内であることとし、夫婦ともに本市の住民基本台帳に記録されており、申請後5年以上継続して本市に居住する意思があること
- 【補助額】：夫婦に対し10万円を1回限り

⑤定住継続支援

- 【支援内容】：本市での定住を継続させるために掛かる費用の支援
- 【補助対象要件】：本事業利用者であって、「移住」された日から5年を経過していること
- 【補助額】：10万円を1回限り

【補助対象者共通事項】

- ・「移住」した日において40歳未満の方であること ※奨学金返還支援の補助対象者に掲げる「伊東市に住民登録があり、通学にて専門資格を取得した方」にあっても同様とする
- ・日本人又は外国人で永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有する方であること
- ・3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う事業所に就業する方でないこと
- ・勤務地が伊東市内であり、転勤、出向等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ・移住日から6か月以内に市内の保健・医療・福祉・介護・保育関連の事業所に就業していること
- ・勤務時間を週20時間以上とする雇用契約に基づき、1年以上継続して対象資格に基づく業務に従事する方であること
- ・市区町村税の滞納がないこと
- ・暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する方でないこと